令和７年４月１０日
教育課程企画特別部会
資　料　１　－　１

論点資料③

柔軟な教育課程編成の促進について

～各学校が編成する一つの教育課程では対応が難しい子供の包摂～

学校における児童生徒の多様性を包摂する必要性

○どの学校においても、多様な個性や特性を有する子供が在籍している実態が顕在化している。
こうした多様性を包摂し、一人一人の意欲を高め、可能性を開花させる教育の実現が喫緊の課題。

小学校（35人学級）

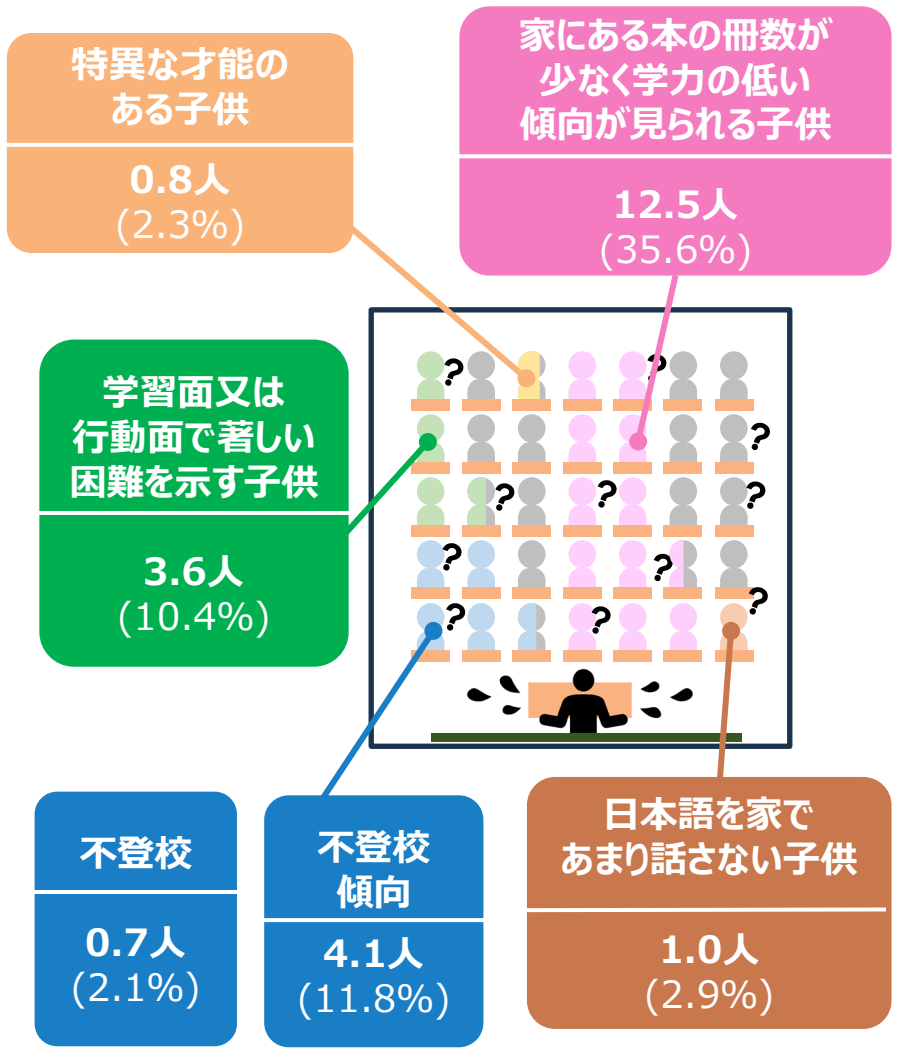

中学校（40人学級）

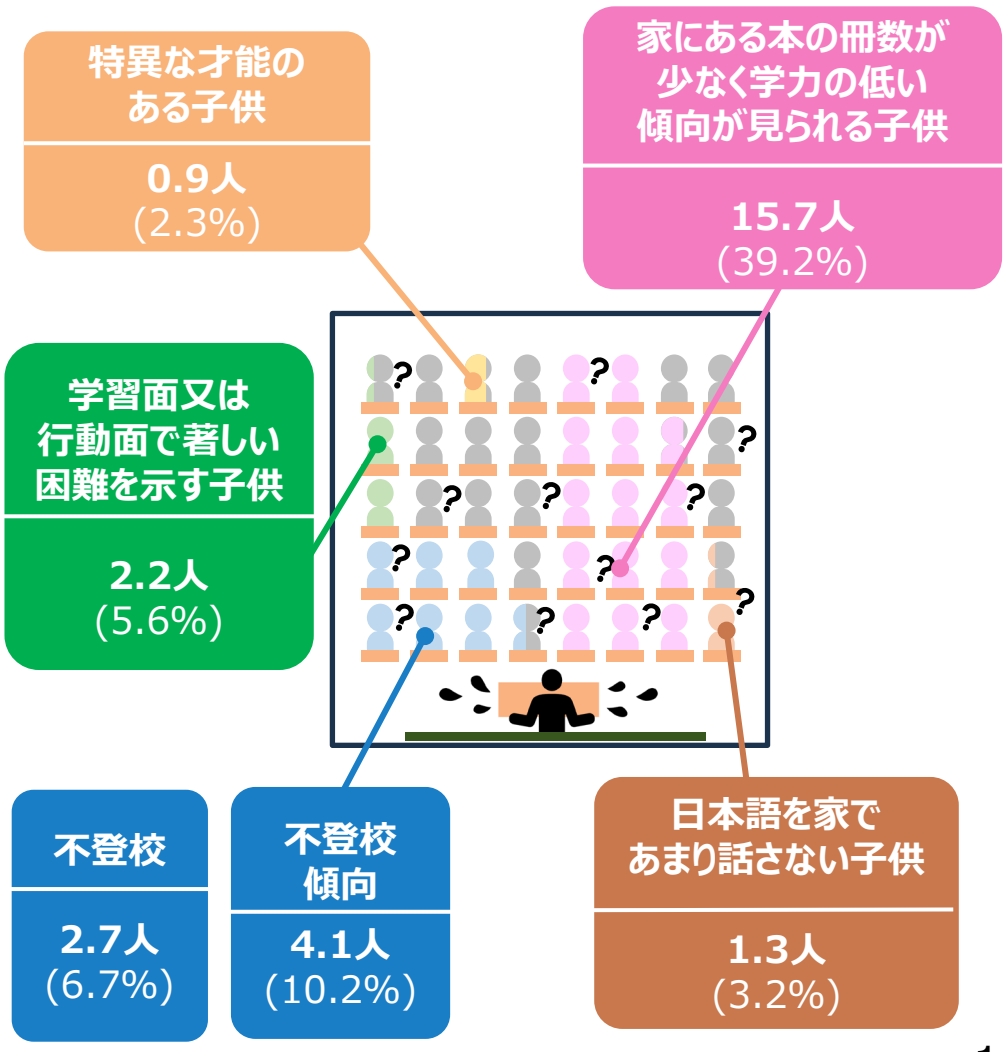

※各数字の出典は諮問参考資料P45,46参照
https://www.mext.go.jp/content/20242127-mxt_kyoiku01-000039494_03.pdf

本日の議論の前提

現行の教育課程の主な特例

- 教育課程の編成は、学校教育法施行規則に示す総授業時数及び各教科等の時数、学習指導要領に示す各教科等の目標・内容に基づく必要
- しかし、①**学校**として編成する教育課程の特例、②**個々の児童生徒**に着目した教育課程の特例、③**学級**として編成する教育課程の特例が適用される場合はこの限りではない。本日はこのうち、**②の更なる拡充の適否（不登校、特異な才能、日本語指導）**について御議論いただく

2 個々の児童生徒に着目した教育課程の特例

※参考資料１

日本語指導が必要な児童生徒に対する特別の教育課程
<学校教育法施行規則第56条の2、第86条の2、第132条の3等>

- 日本語に通じない児童生徒を対象とし、日本語で学校生活を営み、学習に取り組めるようにするための指導を実施する
- ➢ 学校の教育課程に加え、又はその一部に替えることができる
- ➢ 校長は、他の学校で受けた授業を在学する学校において受けた授業とみなすことができる

障害のある児童生徒に対する通級による指導における特別の教育課程 <学校教育法施行規則第140条等>

- 言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、学習障害、注意欠陥多動性障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、の児童生徒を対象とし、障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服することを目的とする指導を実施する
- ➢ 学校の教育課程に加え、又はその一部に替えることができる
- ➢ 校長は、他の学校で受けた授業を在学する学校において受けた授業とみなすことができる

学齢を超過した者に対する特別の教育課程（夜間中学） <学校教育法施行第56条の4、第132条の5等>

- 学齢を超過した者を対象とし、対象者の各学年の課程の修了又は卒業を認めるに当たって必要な内容の指導を実施する
- ➢ 学習指導要領を踏まえ、必要な時数・指導内容を校長が判断する

1 学校として編成する教育課程の特例

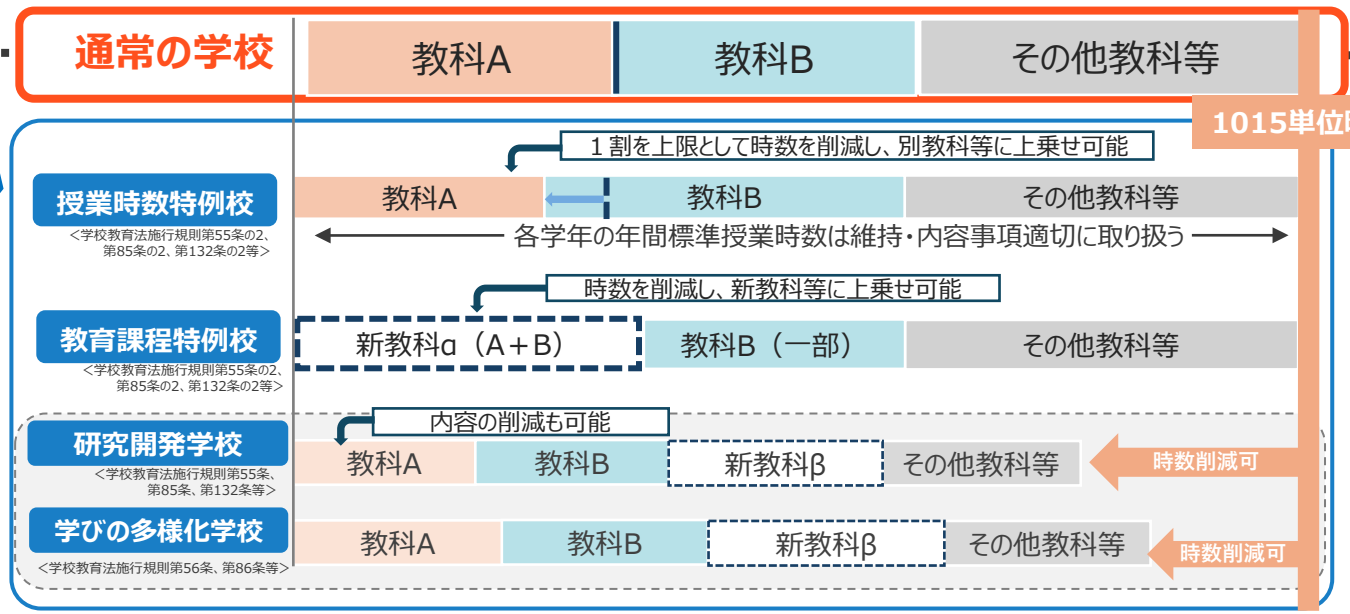

3 学級として編成する教育課程の特例

特別支援学級

○特別支援学校学習指導要領に示す自立活動を取り入れるとともに、個々の児童生徒の障害の程度等を考慮の上、実態に応じた特別の教育課程を編成。
<学校教育法施行規則第138条>

※特別支援教育については別途検討

①不登校児童生徒

【現状と課題】

【近年の取組状況】

- 校内外の教育支援センターの設置数は増加傾向（教委設置1743箇所（R5）、校内設置約1.3万校（R6））※参考資料２
- 一方、原則学校単位で特別の教育課程を編成・実施できる「学びの多様化学校」の設置が進んでいる（個々の児童生徒に着目した特例ではない）

【生じている課題】

- 校内外の教育支援センターは、居場所機能のみならず、学習意欲を高め、資質・能力の向上に繋がる指導の充実が課題（遅れを取り戻したり、進学や原籍級復帰に繋げるためにも重要）
- 現状、個別の指導計画がないため、組織的・計画的な指導が確保されていないケースがままある
- 特別の教育課程の制度がないため、下学年の内容を学んでいても、原籍級の教育課程に基づく評価を行わざるを得ない面がある（実態を踏まえた柔軟な評価は一定の限界）

【方向性と具体的論点】

個々の不登校児童生徒の実態に配慮した特別の教育課程を必要に応じて編成・実施可能とする仕組みを新設してはどうか（「学びの多様化学校」とは別途新設）

※参考資料３

【①対象となる児童生徒】

- 年間30日以上の欠席を一つの参考としつつ、具体の判断は学校や教育委員会が児童生徒の実態等を踏まえ総合的に行うこととすべきか
- 例えば、断続的な欠席や早退・保健室登校などが見られる等、不登校となる蓋然性が高いと考えられる場合等も対象になり得るとすべきか（「学びの多様化学校」と同様）

【②特別の教育課程の内容・授業時数】

- 実態に即した望ましい教育環境を保障するために必要な範囲で柔軟に設定することとすべきか（「学びの多様化学校」と同様）
- 校内外の教育支援センター等と連携しつつ、過度な負担を生じさせないよう、個別の指導計画を作成することとすべきか

【③特別の教育課程が実施される場所】

- 特別の教育課程に基づく指導・支援が適切な場所で実施されることを担保するため、校内教育支援センターを含む学校内のみならず、一定の要件（例：地方自治体による設置、教員の配置等）を満たした学校外の教育支援センターも対象とし、位置付けるべきか

【④学習評価等】

- 指導要録上明確に位置付けるべきか
- 高校入試でも特別の教育課程に基づく取扱いをすべきか

②特定分野に特異な才能のある児童生徒

【現状と課題】

【R6までの取組状況】

- 特異な才能のある児童生徒は、認知・発達の特性等から、学習上・生活上の困難を抱えることがある
- こうした児童生徒への指導・支援が未発達であったため、R5年度以降、文部科学省事業で推進（例：アセスメントツールや教育課程外を中心としたプログラム開発、教員研修パッケージの作成等）※参考資料４

【R7予算事業】

- 地域レベルや全国レベルで、保護者や児童生徒を対象とした相談体制の構築を推進予定
- 質の高い持続可能な支援とする観点から、学校外の団体と学校が連携し、教育課程内での位置付けが可能な学習・支援プログラムの開発を推進予定 ※参考資料５

【生じている課題】

- こうしたプログラムでは、通常の教育課程とは大幅に異なる高度な内容が想定されるが、特別の教育課程の制度が存在しない（R7は研究開発学校制度の枠組を活用）

【方向性と具体的論点】

学校外の機関とも連携し、特性等に応じた高度な内容を取扱う場合等において、特別の教育課程を必要に応じて編成・実施可能とする仕組みを新設してはどうか

【①対象となる児童生徒】

- 各教科の内容の一部又は全部について、特に優れた資質・能力を有し、かつ、当該分野に強い興味・関心を有し、通常の教育課程では十分な支援が困難と学校や教育委員会が認める者とすべきか

【②特別の教育課程の内容・授業時数】

- 外部機関とも連携しつつ、過度な負担を生じさせないよう、個別の指導計画を作成することとすべきか
- 学習評価は指導要録上明確に位置付けるべきか
- 入試対策など単なる早修を助長しない運用とすべきか
- 特性等に応じた高度な内容に係る部分以外は、基本的に通常の教育課程と同様であり、標準総授業時数も確保することとすべきか

【③特別の教育課程が実施される場所】

- 特性等に応じた高度な内容は、研究的・探究的なものが想定されるため、在籍校での指導のほか、一定の要件（例：発達段階に応じた学習環境や体制の整備等）を満たした大学や研究機関等で実施される指導や学びを在籍校での学習とみなすこととすべきか

【留意事項】

- 実態把握や支援ニーズの可視化も途上であることを踏まえ、新たな仕組みは、対象を一定の範囲に限定した上で、運用状況を踏まえて拡充の適否を検討すべきか

③日本語指導が必要な児童生徒

【現行制度の状況】

【これまでの取組】

- 在籍校での学校生活や教科学習に必要な日本語の「取り出し」指導等を行うため、H26に個別の児童生徒に着目した特別の教育課程を制度化（着実に活用が進み、R5で小中約6千校、約4.4万人に実施）

※参考資料６

【生じている課題】

- 現在の日本語指導は、漢字や文法等の初期指導に留まることも多く、日本語と教科の統合学習により資質・能力を効果的に育成する取組は道半ば
- 特に、児童生徒の実態によっては、意味理解や概念の獲得において母語の力を効果的に活用した指導も重要だが、その在り方が明確化されていない
- 現行の特別の教育課程の規定は、日本語指導に重点が置かれ、資質・能力の育成が目的であることや母語の力を活用した指導が可能であることが明確でない

「日本語に通じない児童のうち、当該児童の日本語を理解し、使用する能力に応じた特別の指導」

- 母語の力を引き出す上での生成AI等のデジタル技術の活用（学校では多様な言語に対応が困難）や、教科学習で鍵となる学習語彙の習得を含め、指導方法等の知見が不足している

【方向性と具体的論点】

表面的な日本語指導を脱却する「資質・能力の育成のための新たな日本語指導」（仮称）を再定義し、特別の教育課程に位置付け、質の向上を図ってはどうか

※参考資料7・8

① 日本語と母語の力を活用した『知識及び技能』と『思考力、判断力、表現力等』の一体的な育成が特別の教育課程の目的であることを明確化する方向で、学校教育法施行規則等の規定を改正すべきか

② 「資質・能力の育成のための新たな日本語指導」（仮称）を体系的・専門的に実施できるよう、考え方や指導内容・方法等を含め国が全体像を示すことを検討すべきか

③ 加えて、
(1)学校では対応困難な母語の力を引き出すことを含め、会話・翻訳・読み上げ・ルビ振り等での生成AI等のデジタル技術の活用、
(2)日本語指導が必要のない児童生徒への応用も含めた、教科学習での学習語彙の活用、
について、具体的推進方策を検討すべきか

※参考資料９

【参考資料１】

主な教育課程上の特例

	日本語指導	学齢超過者	通級指導	学びの多様化学校（学校指定）
学校種	小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中教教育学校、特別支援学校	小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程、特別支援学校（小学部・中学部）	小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中教教育学校	小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中教教育学校
対象者	日本語に通じない児童生徒	学齢を超過した者	言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、学習障害、注意欠陥多動性障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、の児童生徒	学校生活への適応が困難であるため、相当の期間学校を欠席し引き続き欠席すると認められる児童生徒
指導内容	○日本語を用いて、学校生活を営むとともに、学習に取り組むことを目的とする指導 ○学習到達度に応じた適切な内容 ○**必ずしも学習指導要領の内容を全て取扱う必要なし**	○対象者の各学年の課程の修了または卒業を認めるに当たって必要な内容 ○**学習指導要領の内容を全て取扱う必要なし**	○障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服することを目的とする指導 ○**必ずしも学習指導要領の内容を全て取扱う必要なし**	○児童生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施 ○原則、教育内容の削減は好ましくないが、特別の事情がある場合には、削減を行うことができる
教育課程の取扱	学校の教育課程に**加え、又はその一部に替える**ことができる。	－	学校の教育課程に**加え、又はその一部に替える**ことができる	原則、授業時数の削減は好ましくないが、特別の事情がある場合には、**授業時数や総授業時数の削減を行うことが可能**
時数の取扱	○小・中学校 通級と合わせて、年間10単位時間～**280単位時間** ○高校 通級とあわせて**21単位**を超えない範囲で卒業に必要な単位数に加えることが可能	必要となる授業時数を適切に確保する	○小・中学校 日本語指導と合わせて 年間10/35単位時間～**280単位時間** ○高校 日本語指導とあわせて**年間７単位**を超えない範囲で卒業に必要な単位数に加えることが可能	
場所	**校長**は、**他の学校**で受けた授業を**在学する学校において受けた授業とみなす**ことができる。	在籍する学校	**校長**は、**他の学校**で受けた授業を**在学する学校において受けた授業とみなす**ことができる。	在籍する学校
個別の計画	法令上の個別の教育支援計画の作成義務はないが、個別の指導計画を作成することを努力義務としている。	－	法令上の個別の教育支援計画の作成義務があるとともに、個別の指導計画を作成することとしている。	－
学習評価	特別の指導については、個別の指導計画で目標を立て、その目標に照らして評価。	－	特別の指導については、個別の指導計画も踏まえ、指導要録の「総合所見及び指導上参考となる諸事項」欄に記入。	－

【参考資料２-①】

公立小中学校の校内教育支援センター設置率

設置校数　12,712校（小学校6,643校、中学校6,069校）※令和６年７月現在

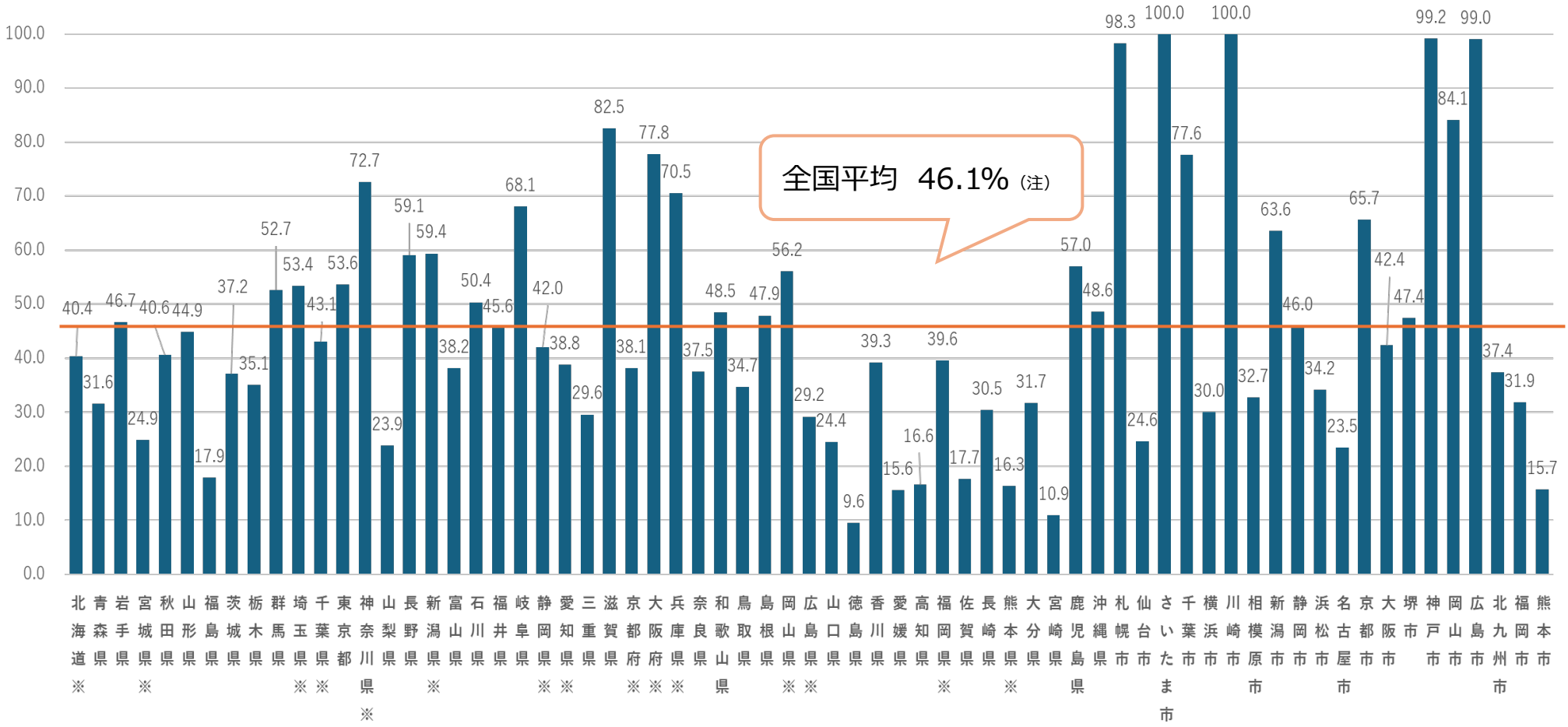

※の付く都道府県の内に、政令市の実績は含まない
（注）全国平均は、「校内教育支援センター設置校数（全国公立小中学校）」（12,712校）/「全国公立小中学校数」（27,568校）で算出

（文部科学省調べ）

【参考資料２-②】

教育支援センターにおける指導の状況

（※）都道府県・市町村が設置した教育支援センター

教育支援センターの数

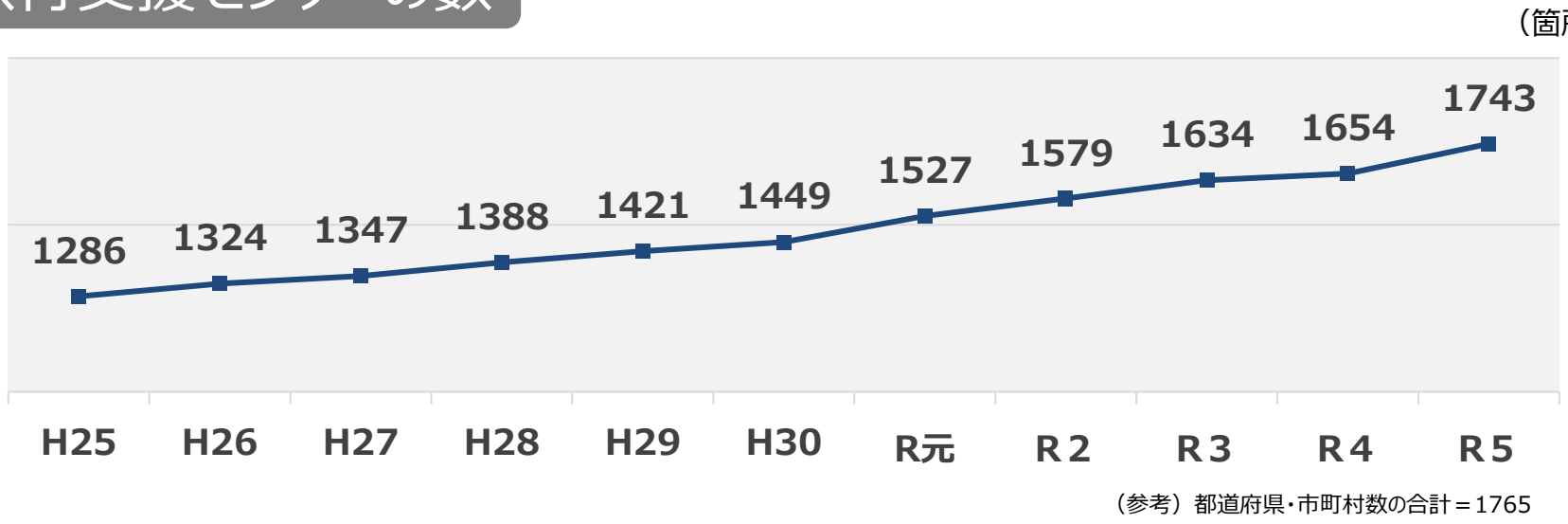

（参考）都道府県・市町村数の合計＝1765

教育支援センターにおいて指導を受けた児童生徒数

（※）義務教育段階のみ

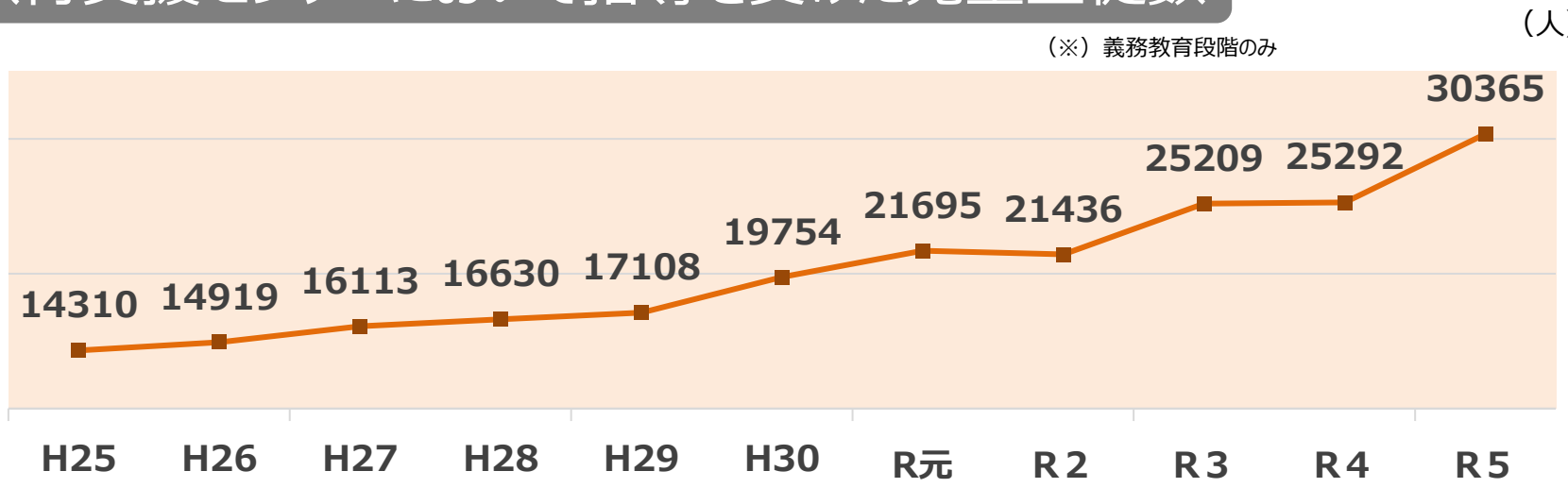

【参考資料３】

令和７年度以降の研究開発学校の取組

不登校児童生徒に対する、校内外教育支援センター等での学びも取り入れた、個別の指導計画に基づく特別な教育課程の編成・実施の在り方について、以下の研究開発を実施。

東京都新宿区立西新宿中学校 外13校

校内にチャレンジクラス（不登校対応校内分教室）を設置し、不登校が長期化した生徒も含めた支援体制を構築。通常の教育課程より少ない授業時数で行う個に応じた特別の教育課程の編成・実施の在り方、個別の指導計画等に基づいた評価の在り方について、研究開発を行う。

【特別の教育課程の概要】

- 生徒の状況に応じて、下学年の内容の学び直しや発展的な学習のための「個別学習」や、情報活用能力等の育成のための「プログラミング」、個人探究の学習を進めるための「チャレンジタイム」等の教科を新設。
- 体験的な学習の充実、通常学級の生徒と会わずに学校生活を送れるような登下校時間の設定、総授業時数の削減なども含め、個に応じた特別の教育課程を編成。

実施イメージ

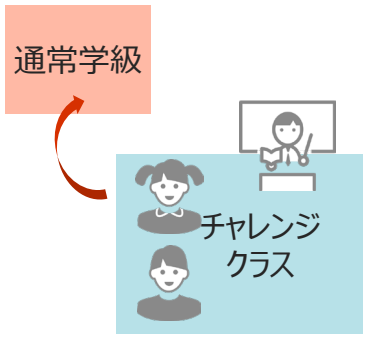

・チャレンジクラスに正規教員を配置。
・総授業時数665時間程度のゆとりある生活時程
・個別の指導計画に基づき、下学年の学習、時間割以外の学習やスクールカウンセラーとの相談なども実施
・チャレンジクラスに在籍しつつ、生徒が希望する場合は通常学級の授業に参加

広島県尾道市立因北小学校・因北中学校・尾道市教育支援センター

校内教育支援センター及び校外教育支援センター等での学びも取り入れた、特別な教育課程の編成・実施の在り方について、研究開発を行う。

【特別の教育課程の概要】

- 新設教科「はっさくタイム（表現）」において、各教科等から減じた時数により合科し、教科領域として表現活動、体験活動を重視した内容や、コミュニケーションやソーシャルスキルトレーニング等を重視した内容を実施。
- 新設教科「はっさくタイム（チャレンジ）」では、各教科から減じた時数により下学年の内容を個に応じて柔軟に実施。
- 児童生徒自身が、状況に適した学びの場や学習方法等を選択して履修できるようにする。

実施イメージ

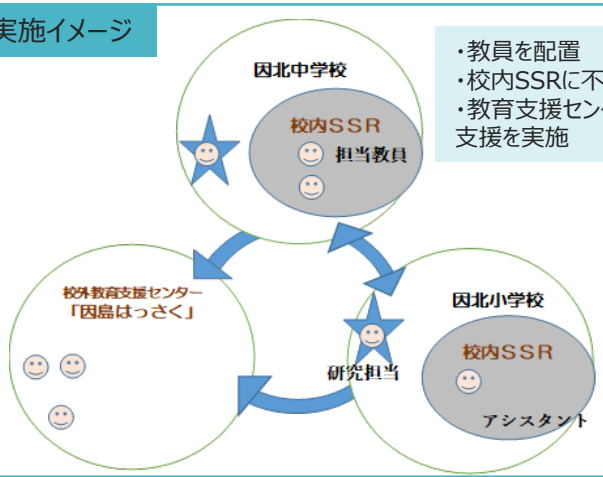

・教員を配置
・校内SSRに不登校授業アシスタントを配置
・教育支援センターの相談員やSSWとともに支援を実施

【参考資料４】

令和６年度　特定分野に特異な才能のある児童生徒への支援の推進事業の概要

令和６年度　特定分野に特異な才能のある児童生徒への支援の推進事業（文部科学省）（以下、「令和６年度事業」という。）では、12団体を採択。特異な才能のある児童生徒を対象とした自治体や学校による教育支援、特異な才能のある児童生徒を対象とした支援の実態調査、研修パッケージの作成、教職員と保護者を対象とした相談支援等を実施。

分類		団体名	実施内容
特異な才能のある児童生徒への実践事例の収集		株式会社ユーミックス	• 特異な才能のある児童生徒を対象とした国内外の支援事例を調査、取りまとめ
教職員等への研修		国立大学法人愛媛大学	• 特異な才能のある児童生徒に関する研修パッケージを作成
教職員と保護者を対象とした相談支援		特定非営利活動法人日本教育再興連盟	• 特異な才能のある児童生徒の保護者と関わる教員を対象に、教育学や心理学の専門家等による相談支援体制を構築
特異な才能のある児童生徒への支援実践	学内	国立大学法人筑波大学	• 附属学校で教室内、学校内外の学びの場の設定や環境を整備し、その効果等について専門的見地から言語化等を図る
		名古屋市教育委員会	• イエナプラン教育の活動等を参考にした学級づくりの実践の改善・充実と、自由進度学習や、カリキュラムデザインの研究を実施
		国立大学法人三重大学	• 総合的な学習の時間で、通常カリキュラムよりも体系的で深化した幅広い内容の学習を行う「拡充」を実施
	学内/学外	国立大学法人東京学芸大学	• 児童生徒自身が授業の内容、方法、場所等を選択した上で、教室以外の場や大学といった学外リソースも活用した学びを提供
		長野県教育委員会	• 特性を把握するアセスメント方法や特性を包み込む授業の在り方、特性に応じた教育方法を研究 • 自治体外機関と連携し、知能が高く学びの習熟が早い子や、好奇心が極めて強い子を対象としたスクール等を開催
	学外	鎌倉市教育委員会	• 外部の学びの場や事業者を用いた探究プログラム（ かまくらULTLAプログラム）を実施
		京都市教育委員会	• 市内の宮大工、京友禅、京藍染といったものづくりの担い手と連携した４日間の体験活動講座を開催
		学校法人星槎	• 学校法人星槎が運営する学校外教育施設（フリースクール）で、児童生徒に応じた学習や支援等を提供
		八王子市教育委員会	• 市内大学と連携し芸術、工学、デジタル技術等の領域の教授から高度な技術を学ぶ講座を生涯学習活動の一環として実施

○民間や高等教育機関では特異な才能のある児童生徒への支援が拡充されつつある

○一方、学校教育における児童生徒の支援や、その学びを支える教員や保護者を対象とした支援体制は未確立

○一部の自治体で学内と学外両方の場での支援事例が見られるが、教育課程や学習評価等の観点で学内と学外それぞれの学びをつなぐ仕組みは未だ不十分

【参考資料５-①】

令和７年度　特定分野に特異な才能のある児童生徒への支援の推進事業の概要①

（１）学校と連携した学習・支援プログラムの提供及び評価の在り方に関する実証研究

特定分野に特異な才能のある児童生徒がその特性に応じた学びを継続的かつ持続可能な形で行うことができるような学習・支援プログラムの在り方について、当該児童生徒の在籍する学校と学校外の団体が連携して研究を行う。

研究項目

- 対象となる特定分野に特異な才能のある児童生徒の見出し方
- 特定分野に特異な才能のある児童生徒の探究的・研究的活動を支える学習・支援プログラムの在り方
- 学校外で行われる学習・支援プログラムの成果の学校での評価への活かし方
- 特定分野に特異な才能のある児童生徒の探究的・研究的活動を支える学習・支援プログラムの在り方
- 学校外で行われる学習・支援プログラムの学校の教育課程への位置づけ方
- 対象となる児童生徒に対する個別の教育支援計画や指導計画の作成の在り方　等

国立大学法人愛媛大学

支援の種類を以下の９つの対応に分類し、それぞれどの程度の割合の児童生徒が該当し、どういったニーズを有するのか、学校、学校外の連携を含めてどのような調整が必要とされ、実行できるのかについて実証的に明らかにする。
※どのような教育課程上の特例が必要になるのかも含めて検討を行う。

特定分野に特異な才能のある児童生徒を対象とした教育支援の類型化に関する研究仮説

	担当教員 a	教員による連携 b	外部専門家等 c
教室内 Type I	Type I a	Type I b	Type I c
学校内 Type II	Type II a	Type II b	Type II c
学校外 Type III	Type III a	Type III b	Type III c

国立大学法人東京学芸大学

以下を組み合わせた学びの教育課程上の位置付け、評価の方法、公立学校への展開について研究を行う。

- 自分に合った場を往還しながら学べる学習環境の構築
  ①メタバース空間の活用
  ②医療機関と連携した校内支援センターを構築
  ③各機関のハブとしての保健室活用
- 探究的・研究的活動につなげられる学習プログラムの開発
  ①生成AIを活用した探究的学習の伴走支援
  ②ロボット・プログラミング等を活用した協働的な学びの実現
  ③科学実験、Fablab（ファブラボ）活用

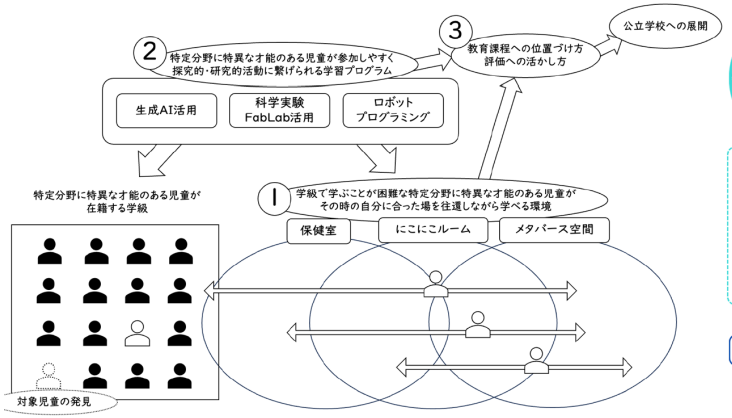

長野県教育委員会

令和５～６年度の研究成果を生かし、以下について研究を行う。

①特定分野に特異な才能のある児童生徒の見出し方、
②学校外で行われる学習・支援プログラムの内容の成果と育成を目指す資質・能力の関連について整理
③対象となる児童生徒の学校外での取組や学習成果等を活かす評価の在り方
④学校外の学習・支援プログラムの教育課程への位置付け方

【参考資料５-②】

令和７年度　特定分野に特異な才能のある児童生徒への支援の推進事業の概要②

（２）学校と連携した地域単位の相談支援体制の構築等に関する実証研究

京都府教育委員会・京都教育大学等

- 京都府教育庁、京都市教育委員会、京都教育大学が連携して相談支援体制を構築。京都教育大学の総合教育臨床センターが、府内の国公私立学校・市町教育委員会とのネットワークを活用しながら、府内全域の相談支援業務を担う。
- 特異な才能のある児童生徒本人・保護者・関係する教職員は、直接センターに相談をすることができる体制を整備し、必要に応じて積極的に学校へ訪問し相談を受け付けることも可能とする。
- 教職員等向けに、特異な才能のある児童生徒への支援に関する基礎的な内容を中心とした研修を実施。
- これらの取組を通じて、
  ①各教育委員会、各学校及び専門家等の役割分担や情報共有の在り方、
  ②相談支援による相談者の変容や継続的な支援の在り方、対応可能な地域規模や学校数 等
  について実証研究を行う。

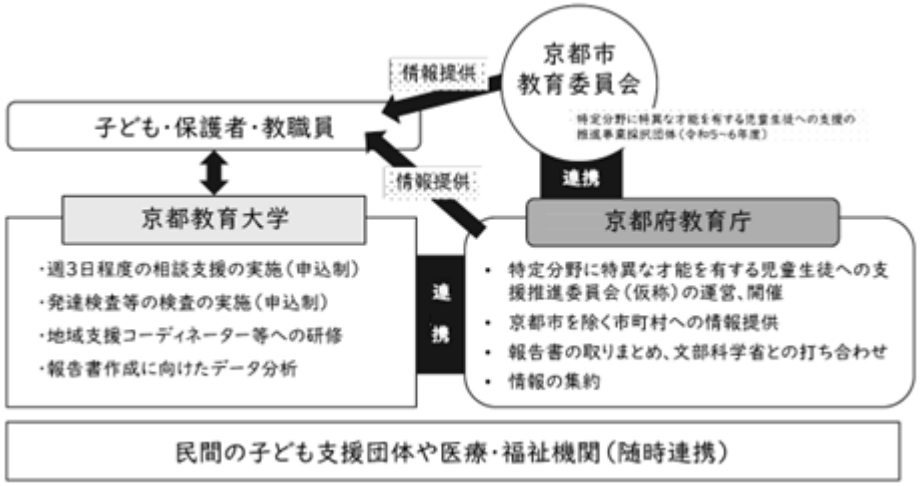

（３）全国単位の相談支援体制の構築等に関する実証研究

国立大学法人愛媛大学

愛媛大学教育学部附属才能教育センター（令和７年４月１日設置）において、以下の取組を通じ、特定分野に特異な才能のある児童生徒を対象とする全国単位の相談支援体制の構築等に係る実証的・開発的研究を行う。

- オンライン上で当該児童生徒の特性に応じたプログラムの提供、相談及びメンタリングが可能なシステム（サイバーメンタリング・システム）の開発・実装。
- 相談支援体制として必要な分野や方策について情報を収集し、伴走支援や助言を行う人材ネットワークの構築と人材のプールを実施。この際、相談内容を分析しながら支援人材とのマッチングについても実証的に研究を行う。
- 事業を通じて得られる以下の知見を踏まえ、特定分野に特異な才能のある児童生徒の支援に関するガイドラインを作成。
  ＊相談支援における児童生徒の特性の把握の在り方
  ＊情報提供後の継続的な児童生徒への伴走支援の在り方
  ＊児童生徒の特性や才能に応じた人材等に関する情報収集の在り方　等

特性に応じた相談及びメンタリングが可能なシステムのプロトモデル
（愛媛大学 隅田教授 開発）

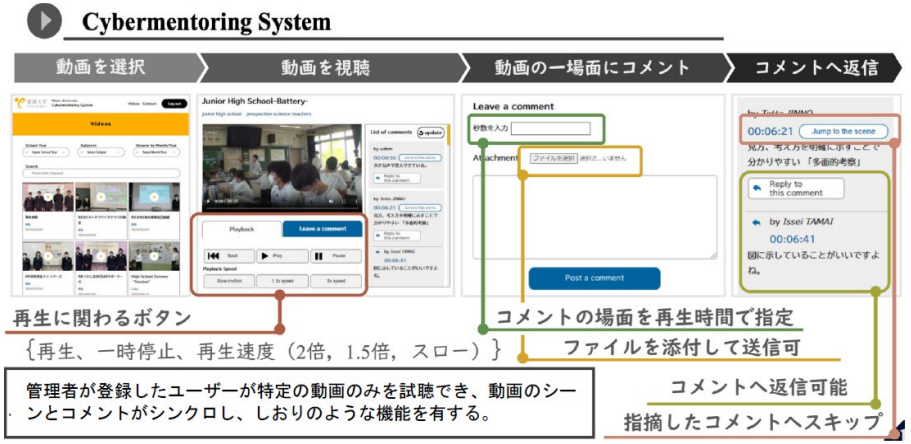

【参考資料6】

現行の日本語指導のための特別の教育課程の状況

学校教育法施行規則の一部改正により、義務教育段階においては平成26年度から、高等学校段階においても令和５年度から日本語指導のための特別の教育課程が開始され、着実に活用されてきた。

特別の教育課程の対象児童生徒数及び学校数

	H26	R5
児童生徒数		
外国籍	5,788人	37,715人
日本国籍	1,238人	6,839人
学校数	1,396校※	6,394校

※学校に特別の教育課程による指導を受けている日本国籍と外国籍の児童生徒がそれぞれいる場合は二重で集計

特別の教育課程の対象割合の推移

（特別の教育課程を受けている児童生徒／日本語指導が必要な児童生徒）

	H26	R5
外国籍	19.8%	65.3%
日本国籍	15.7%	60.0%

学校現場での取り組み例

在籍学級

取り出し指導
（国際教室等）

日本語指導担当教員

＋

日本語指導支援員

母語支援員

例：「おもちゃの作り方」を文章で説明する

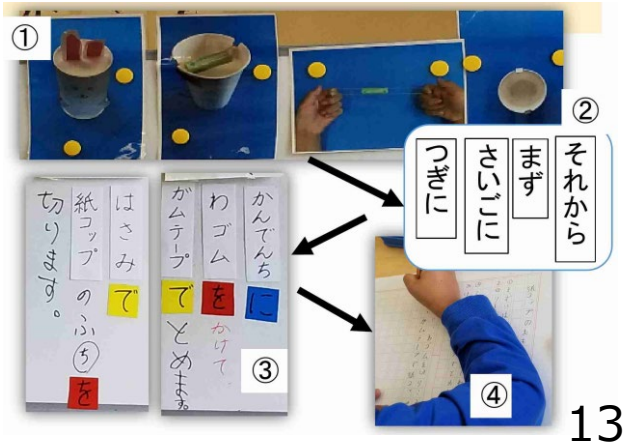

【参考資料7】

「資質・能力の育成のための新たな日本語指導」（仮称）に向けて
～表面的日本語指導からの脱却～

- 日本語指導のための特別の教育課程は、初期指導等での漢字や文法等の習得に止まらず、児童生徒が自ら日本語で教科を学び、資質・能力が身に付くよう、日本語と教科の統合学習による質の向上が喫緊の課題。
- このため、日本語・母語の力を活用しつつ、日本語と各教科等の指導を通じ、「知識及び技能」と「思考力、判断力、表現力等」の一体的育成が不可欠。
- デジタル技術の活用で母語の力も引き出し、教科学習では学習語彙を活用しつつ、「資質・能力の育成のための新たな日本語指導」の構築に向け、日本語指導の位置付けの見直しを含む抜本的改善が求められている。

日本語と母語の関係性

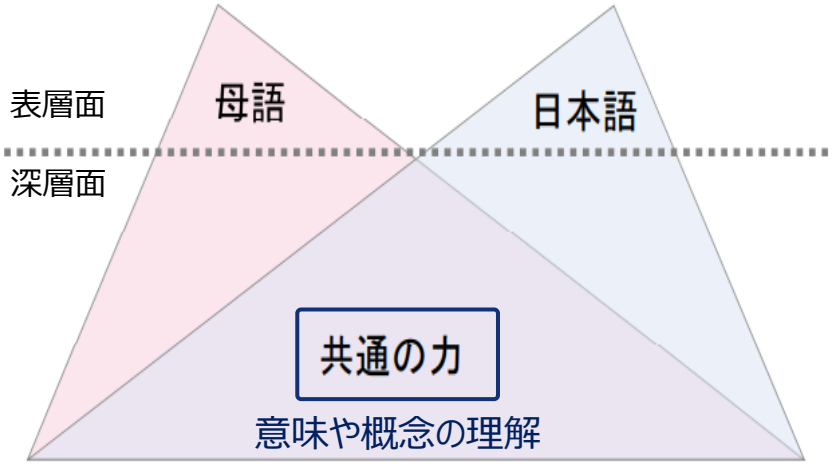

※カミンズ（1984）の二言語相互依存説を基に作成

日本語と教科の統合学習に向けた指導のイメージ

日本語・母語による思考力・表現力・判断力等

日本語固有の知識及び技能の習得

	A 支援を得て、断片的に理解・表現	B 支援を得て、おおまかに理解・表現	C 順序に沿った理解・表現	D 基本的概念、因果関係の理解・説明	E 主題・要点の解釈、一貫性のある説明	F 多角的・批判的視点からの議論・意見等
8 中学～高校レベルの語彙・表現等						中３～高校の目安
7 高学年～中学レベルの語彙・表現等					小５～中２の目安	
6 中学年レベルの語彙・表現等				小２～小３の目安		
5 日常的な語彙・表現（広）等			小１～小２の目安			
4 日常的な語彙・表現（狭）等						
3 身近な語彙・表現、単文				現在の力		
1~2 限られた語、文字の習得						

【参考資料8】

「資質・能力の育成のための新たな日本語指導」（仮称）が目指す子供たちの未来（イメージ）

表面的な日本語指導

母語では理解できても、日本語で授業に参加できない

母語でなら分かるのに…日本語で出てこない…

日常会話はできるのに…

とにかく漢字や文法を教えなきゃ…

自己肯定感や日本語・教科を学ぶ意欲の低下

不登校、中退、希望する進路（進学・就職）を選べない

概念や意味の理解に至らないと、進学や就職の「壁」に

資質・能力を育成する指導

母語の力も活用しながら、日本語で各教科等を学ぶことができる

日本語で書くのはまだ苦手だけど、「ひとしい」の意味や「分数」の概念が分かった!

意味や概念の理解ができているから次に進もう。

「書く」際に論理の展開などを考えて文章の構成を工夫できるようにしよう。

翻訳ツールの活用

自己肯定感や日本語・教科を学ぶ意欲の向上

進路（進学・就職）の選択肢が広がる

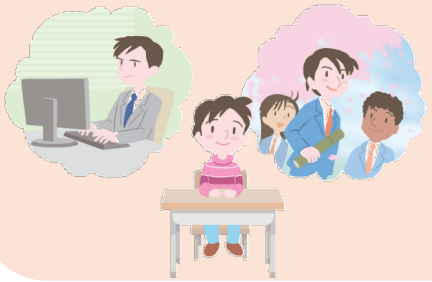

資質・能力の一体的獲得により、学校教育で身に付けた知識・技能を活用しながら未知の場面でも課題を解決できる人材に

【参考資料9】

日本語指導でのデジタル技術の活用例と学習語彙の概要

デジタル技術の活用例

一人一台端末の翻訳機能や多言語翻訳アプリの活用

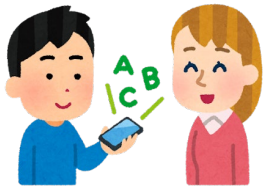

（出典）StuDX Style 教師と子供がつながる
2-⑤翻訳機能を使ってサポート

教科書の内容を音声化した音声教材の活用（R6～）

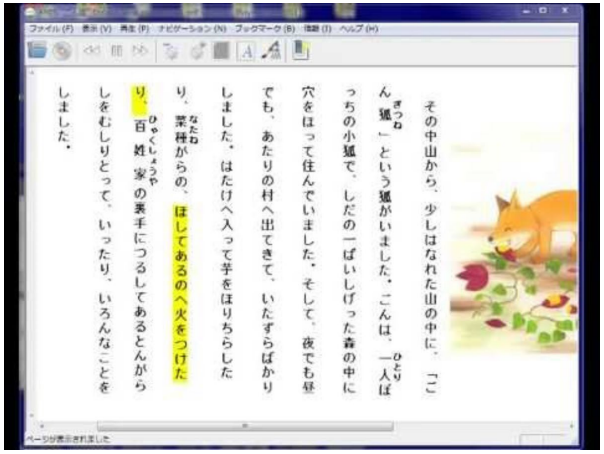

（出典）公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会youtube

オンラインを活用した遠隔教育等の実施

（出典）遠隔教育システム活用ガイドブック（第2版）

学習語彙について

- 英語圏では、移民の児童生徒が日常会話に十分な英語力が備わったのにも関わらず、教科学習に困難をきたすケースが多い理由として、学習言語の習得が不十分であることが挙げられてきた。
- バトラー（2011）は英語圏での先行研究を踏まえ、学習言語のうち、児童生徒の教科学習において要となる「学習語彙」に着目。教科書で使用される言語はその教科に特化した専門語（例：光合成、電磁波）が多く、それらは教科書で定義が説明されていたり、教師が授業で説明するが、専門語ではないゆえに十分な説明がされないものの、教科の内容理解に不可欠かつ日常的にはあまり使用されない語彙である「学習語彙」（例 ：比較、分析）の重要性を説いている。
- 我が国においても、令和７年度からお茶の水女子大学附属中学校が研究開発学校として、教科を超えて学習語彙を整理し、その実践的な活用を支援することを目的とした研究に取り組むなど、教科学習に向けた学習語彙の研究が進み始めている。

（出典）バトラー後藤裕子（2011 ）「学習言語とは何か―教科学習に必要な言語能力」

【参考資料10】

柔軟な教育課程編成の促進（全体イメージ）

多様な個性や特性、背景を有する子供に対応するため、「学校」と「個々の児童生徒」単位の柔軟化を組み合わせ、言わば「２階建て」で複層的に包摂できる、柔軟な教育課程の仕組みの構築に向かうことが重要

2階 個々の児童生徒に着目した特例の新設・拡充

- 通級指導
- 学齢超過者
- **拡充** 日本語指導が必要な児童生徒
- **新設** 校内外の教育支援センター等に通う不登校児童生徒
- **新設** 特定分野に特異な才能を有する児童生徒

1階 学校として編成する教育課程の柔軟化

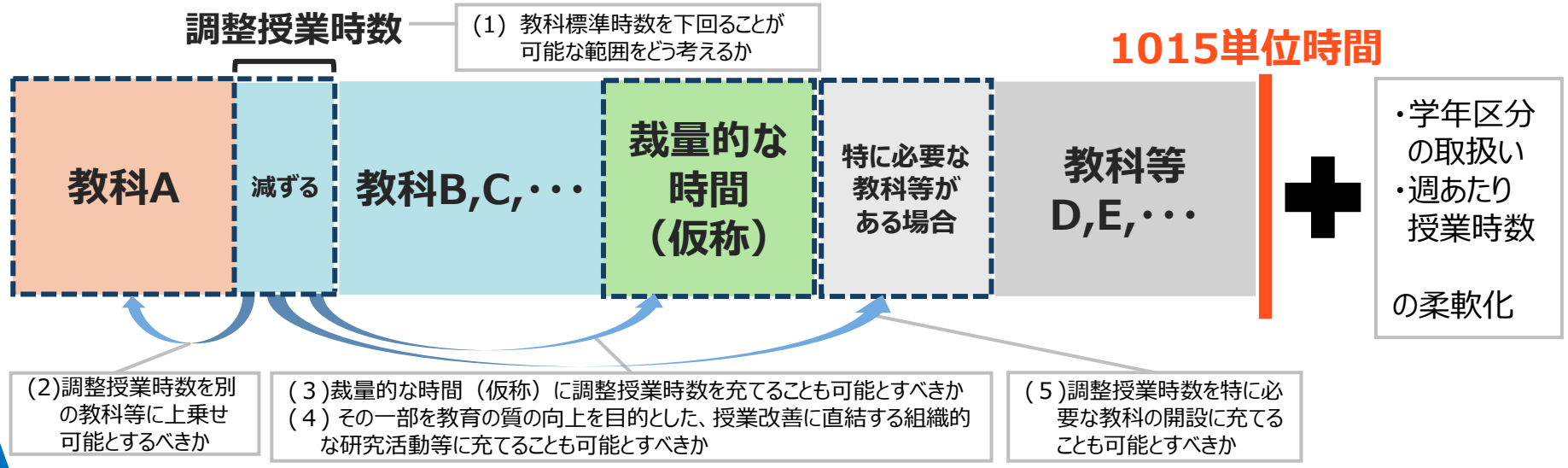

※創意工夫を引き出すためのカリキュラム・マネジメントの実質化や指導主事の機能強化も図る。